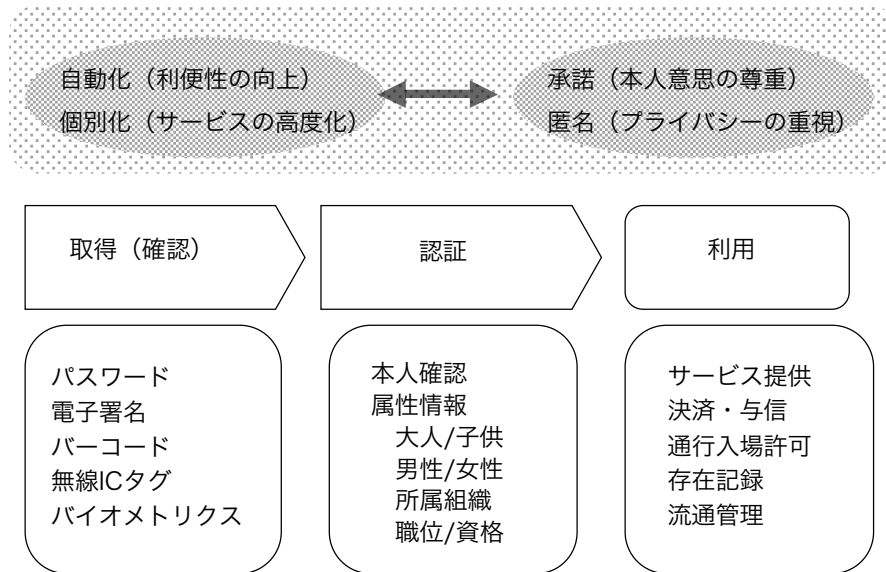


ユビキタスネット社会と個人情報等の  
利用に関する論点

2006年2月21日  
(株) 情報通信総合研究所  
小向 太郎

1. 個人識別と個人情報保護
  - 1-1. インターネット上のID情報に関する論点
  - 1-2. 統一番号に関する論点
2. RFIDの利用範囲と課題
  - 2-1. プライバシー保護・個人情報保護
  - 2-2. 監視利用等の課題
  - 2-3. 企業系列の強化と課題

## 1. 個人識別と個人情報保護



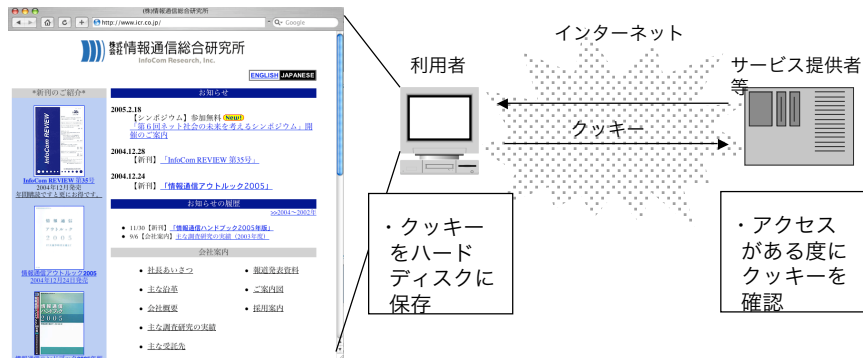
3

### 1-1. インターネット上のID情報に関する論点

- あるID情報の利用が許されるかどうかは、利用環境や技術の状況によって大きく影響を受ける。  
(参考) 個人情報保護法17条(適正な取得)  
個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- インターネットの「匿名性」
  - ネットワーク上ではID情報 (IPアドレス等) による識別が原則  
→リアルな本人情報と直接結びつかない?  
→リアルな本人情報と必ず結びつけられる?
- 紛争発生時における発信者情報
  - 発信者情報は「通信の秘密」であり原則として開示できない  
→「加害者」が誰なのかわからない  
→顔の見えるプロバイダへの提訴 (例: 2チャンネル訴訟)  
→匿名化技術との関係
- 犯罪捜査との関係
  - 犯罪捜査におけるネットワークの重要性  
→強制処分法定主義と第三者が保有する情報  
→捜査機関に対するプロバイダの協力と事前対応  
→証拠としての真正性の確保 (デジタルフォレンジック)

4

## (参考1) クッキーのイメージ



- 多くの場合個別の顧客を識別するID情報として使われており、過去の利用履歴と照合されている

5

## (参考2) クッキーのマーケティング等への利用

### 【電子商取引実証推進協議会の指針】

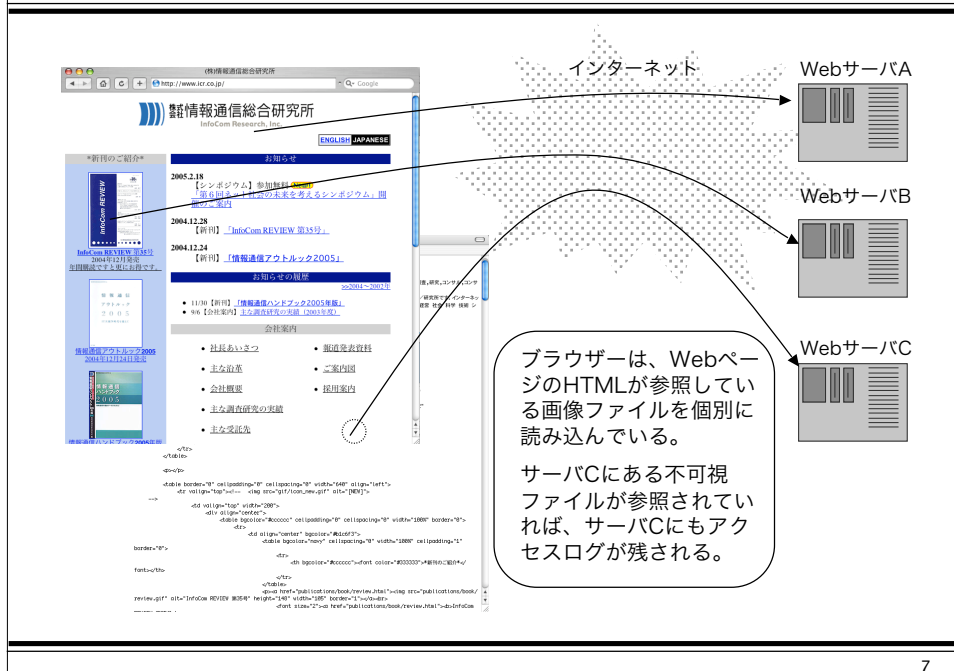
『クッキーを使ったシステムでは、収集目的、収集される情報の内容は、収集される側には不明であり、そもそもクッキーが個人情報等を収集することができることさえも、一般にはよく知られていない。クッキーに関しては、ブラウザの警告により受け付けないようにすることが可能であるが、クッキーを受け付ければ「同意を受けずにアクセス履歴の取得が可能」というクッキーの性質が、個人情報の保護の観点にそぐわない一面をもっていることを考慮する必要がある。クッキーをホームページ等で使用する際には、例えば「この後のページはクッキーにより、xxの情報をお知らせするため△△の期間、収集いたします」等のようなメッセージを利用者に知らせ、利用の同意を得るような配慮をすることが望ましい」（前掲ガイドライン5条解説）

さらに、クッキーという用語の説明、同意しない場合にいかなる効果を伴うかの説明、クッキーを受け付けないようにするための方法の説明をそれぞれ記載することが望ましいでしょう』

電子商取引実証推進協議会「電子商取引における個人情報の保護に関する中間報告書」（1997年5月）

6

### (参考3) Webビーコンのイメージ



7

### 1-2. 統一番号に関する論点

- ユビキタスネット社会と統一番号
  - ユニークな認証キーとして重要（効率性・信頼性）
  - 国民総背番号という批判（追跡・監視等）
  - キー情報としての危険性（漏洩・悪用の危険）
  - ※ Web等による情報量の増大と検索エンジンの発達
    - さらに深刻な悪用の可能性
- 米国社会保障番号（SSNs: Social Security Numbers）
  - 本人確認の手段として活用
    - ある程度ユニークな認証キーとして機能
  - 民間の企業でも広く使用
    - 就職・入学時、銀行口座開設、住居賃貸借等
  - 漏洩・悪用
    - 情報漏洩・ID窃盗（フィッシング詐欺等）の深刻化（参照） <http://www.epic.org/privacy/ssn/>
- 住民票コード
  - 番号収集の原則禁止（住民基本台帳法第30条の43）
  - 本人（住民）同意があっても本人確認への利用不可

8

## 2. RFIDの利用範囲と課題

---

- 「使い方」の問題
  - (1) ビジネスリスクによる抑制
    - 顧客の選択による市場原理→自制の可能性
    - 例：顧客の個人情報を利用したビジネス  
cf. ジレット、CASPIAN等
  - (2) 抑制の働きにくい分野
    - 立場の差・気づかれないよう収集
    - 例：雇用管理、犯罪捜査、違法な企業系列強化  
cf. 遺伝子情報→雇用、捜査、保険
- 「使い方」以外の問題
  - 契約等の有効性
  - 製造物責任
  - 環境問題
  - 健康問題
  - 電波割り当て
  - セキュリティレベル

### 2-1. プライバシー・個人情報保護

---

- (1) 行動・所在等のトレース
- (2) 所持品情報等の盗取
  - ☆法的保護等
    - 不法行為に基づく損害賠償請求
    - 個人情報取扱事業者の義務
    - 総務省・経済産業省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」平成16年6月8日

## 2-2. 監視利用等の課題

- 雇用管理等
  - 雇用者による所在、勤怠状況等の管理（社員証・入館証等）
  - 個人情報保護法の従業者監督義務
  - 過労死と労働状況の把握
- 犯罪捜査
  - 被疑者保有物、被疑者等の追跡
  - 強制捜査と任意捜査の境界
  - 第三者が保有する情報（特に任意協力）  
cf. 通信の秘密、医師の守秘義務
  - 個人情報の電子的処理  
cf. ラスター捜査（情報検索捜査）

## (参考4) 個人情報保護のための従業員モニタリング

### 【経済産業省ガイドラインの規定】

個人データの取扱いに関する従業者及び委託先の監督、その他安全管理措置の一環として従業者を対象とするビデオ及びオンラインによるモニタリング(以下「モニタリング」という。)を実施する場合は、次の点に留意する。その際、雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。また、その重要事項を定めたときは、労働者等に周知することが望ましい。なお、本ガイドライン及び雇用管理に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)第三九(一)に規定する雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項とは、モニタリングに関する事項等をいう。

- モニタリングの目的、すなわち取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、社内規程に定めるとともに、従業者に明示すること。モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること。
- モニタリングを実施する場合には、あらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程案を策定するものとし、事前に社内に徹底すること。
- モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監査又は確認を行うこと。

(参考5) 過去の関連規定

【労働省「労働者の個人情報保護に関する行動指針」（平成12年12月）】

使用者は、職場において、労働者に関しビデオカメラ、コンピュータ等によりモニタリング（以下「ビデオ等によるモニタリング」という。）を行う場合には、労働者に対し、実施理由、実施時間帯、収集される情報内容等を事前に通知するとともに、個人情報の保護に関する権利を侵害しないよう配慮するものとする。ただし、次に掲げる場合にはこの限りでない。

（イ）法令に定めがある場合

（ロ）犯罪その他の重要な不正行為があるとするに足りる相当の理由があると認められる場合

職場において、労働者に対して常時ビデオ等によるモニタリングを行うことは、労働者の健康及び安全の確保又は業務上の財産の保全に必要な場合に限り認められるものとする。

【ILO「労働者の個人データの保護に関する実施コード」（1996年10月）】

6.14 「(1) 労働者が監視される場合には、監視される理由、その時間帯、使用される技術及び収集されるデータを事前に知らされるべきであり、また使用者は労働者のプライバシーに対する侵害を最小限に抑えるべきである」

(参考6) 従業員に対する監視等の裁判例

- 岡山電気軌道事件
  - 岡山地判平3.12.17 労判606号50頁
  - 従業員控え室への盗聴器設置への抗議と処分
- 広沢自動車学校事件
  - 徳島地判昭61.11.17 労判488号46頁
  - 教習用自動車への録音機設置への反発（勤務懈怠）と解雇
- 電子メールモニタリング事件
  - 東京地判平13.12.3 労働判例826号76頁
  - 電子メールの無断モニタリング
- メールサーバ調査事件
  - 東京地判平14.2.26 労働判例825号50頁
  - 誹謗中傷メールの調査過程で発見された私用メールに対する処分

### (参考7) 自動監視システムに関する裁判例

- テレビカメラによる犯罪監視事件
  - 東京高判昭63.4.1 判時1278号152頁
  - 治安上問題のある公道に隠しカメラを設置し撮影したビデオ録画の適法性
- Nシステム事件
  - 東京高判平13.2.6 判時1748号144頁
  - いわゆるNシステムによる車両ナンバーの読み取りの違法性

### 2-3. 企業の系列強化と課題

- 流通管理の高度化・効率化
  - コストダウン、在庫・流通の効率化
  - 情報を軸とした管理の集中
  - 流通過程のコントロール強化
- 不公正な取引方法（昭和五七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

「12 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を提供すること。

  - 一 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
  - 二 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。」



(参考8) 再販価格維持行為に関する指針

- 『流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針』（平成3年7月）  
再販価格の拘束に関する例示  
「次のような行為を行い、これによってメーカーの示した価格で販売するようにさせている場合
- (a) メーカーの示した価格で販売しているかどうかを調べるため、販売価格の報告徴収、店頭でのパトロール、派遣店員による価格監視、帳簿等の書類閲覧等の行為を行うこと
- (b) 商品に秘密番号を付すなどによって、安売りを行っている流通業者への流通ルートを突き止め、当該流通業者に販売した流通業者に対し、安売り業者に販売しないように要請すること（以下略）